

技 術 資 料 等 説 明 書

山国川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定については、
この技術資料等説明書によるものとする。（測量、設計業務等）

1. 公告日 令和7年1月20日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所長 小野 朋次
大分県中津市大字高瀬1851-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

山国川河川事務所管内直轄管理区間において発生した災害対策の測量、設計業務等に関しこれに必要な組織、災害調査の能力等の確保並びにその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための測量、設計、航空写真撮影業務を行うことを目的として行うものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には参加するものとする。

(2) 基本協定対象部門、区域及び協定対象企業数等

本協定の対象部門は、「測量・設計」、「航空写真撮影」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、以下のとおり予定している。

対 象 部 門	協 定 対 象 区 域	協定対象企業数
測量・設計	山国川河川事務所管内	10社程度
航空写真撮影	山国川河川事務所管内	2社程度

※山国川河川事務所管内とは、山国川、中津川、山移川の直轄管理区間である。

なお、当事務所が必要と判断した場合は、上記の対象区域以外で発生した災害等の対応を要請する場合がある。

(3) 基本協定期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(4) 基本協定の締結業者の選定

本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する技術資料を提出した企業より選定する。提出は1部門のみとし、重複提出は認めない。

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力等から総合的に評価して、協定締結業者を決定する。

(5) 災害時等応急対策設計業務等の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に測量、設計等を実施する場合は、速やかに業務等請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(6) 業務内容

想定している業務内容は主に下記のとおりであるが、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

1) 測量・設計

- ①現地踏査及び現地測量、写真撮影等業務
- ②無人機による航空写真撮影、各種調査業務
- ③図面及び災害申請資料等の資料作成業務
- ④災害復旧の設計検討業務
- ⑤洪水痕跡調査、浸水調査

2) 航空写真撮影

- ①有人機による航空写真撮影、各種調査業務

(7) 当該協定に基づき業務等請負契約等を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 「測量・設計部門」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

「航空写真撮影部門」については、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（写真・製図）」の九州・沖縄地域の競争参加資格の申請を行っていること。令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（写真・製図）」のC又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和7年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

(3) 協定締結参加申請書及び技術資料の提出期限の日から締結決定の時までの間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとし

て、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 「測量・設計部門」については、大分県内、福岡県吉富町又は上毛町に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

「航空写真撮影部門」については、九州管内に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

- (6) 平成26年4月以降に国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した下記の実績を有すること。

「測量・設計部門」

①河川構造物に関する設計業務

②測量業務

なお、①と②はどちらか一つの業務でよい。

「航空写真撮影部門」

①航空写真撮影業務

- (7) 「測量・設計部門」については、九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した測量・設計業務等のうち平成31年4月1日以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。

- (8) 「測量・設計部門」については、緊急業務に対応した体制として、5名以上の測量士又は測量士補かつ、1人以上の技術士（建設部門）もしくはRCCMを早急に対応させることができること。

「航空写真撮影部門」については、1名以上の測量士を配置できること。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

技術資料等説明書に示す評価項目について、別表－1の評価基準に基づき評価する。

(2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価点の高い順に協定業者として決定する。

(3) 総合評価に係る技術資料の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
1) 企業の業務実績等	①近隣地域内業務の実績 別記様式2に記載された内容等により評価する。 ②地域特性の把握 別記様式3に記載された内容により評価する。 ③技術者保有に基づく信頼度 別記様式3に企業が雇用している技術士（建設部門）もしくはRCCM、測量士等の人数を記載する。 ④継続的な営業に基づく信頼度 別記様式3に企業（本店）の営業年数を記載する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒871-0026 大分県中津市大字高瀬 1851-2

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

(電話 0979-24-0571 F A X 0979-24-1985)

担当：流域治水課 建設専門官 華表^{カニョウ}（内線 401）

流域治水課 流域治水係長 平山（内線 352）

流域治水課 専門員 井口^{イノクチ}（内線 355）

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

①提出期間 令和7年1月20日（月）から令和7年2月12日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②提出場所 上記6. に同じ。

③提出方法 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①業務実績

4. (6) に掲げる資格があることを判断できる近隣地域内の業務実績を別紙様式2に記載すること。記載する業務実績の件数は1件でよい。

なお、記載する業務の実績が九州地方整備局山国川河川事務所の発注した業務である場合は、評価項目「近隣地域内業務の実績」において優位に評価する。

②企業情報について

4. (5) (8) に掲げる内容及び継続的な営業年数が確認できる企業情報について、5. (3) により別記様式3に記載すること。

「測量・設計部門」については、4. (5) については、中津市、吉富町、上毛町、宇佐市に本店（本社）がある場合は、評価項目「地域特性の把握」において優位に評価する。

「航空写真撮影部門」については、4. (5) については、大分県に本店（本社）がある場合は、評価項目「地域特性の把握」において優位に評価する。

③契約図書等の写し

上記①の業務実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センター「測量調査設計業務実績情報システム」（以下、TECRIS）の業務カルテの写しを添付すること。

ただし、当該業務が、TECRIS に登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

なお、TECRIS に登録されている場合でも上記①に示した内容が判断できない場合またはTECRIS に登録されていない場合には、①に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

(4) その他

①申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料等は、返却しない。

④提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6. に同じ。

⑥参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年3月6日（木）までに書面にてFAXまたはメールにより通知する。

8. 協定締結者の通知

令和7年3月21日（金）までにFAXまたはメールし、その後郵送にて通知する。

9. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

①提出期限 令和7年3月13日（木） 17時00分

②提出場所 上記6. に同じ

③提出方法 FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る）により提出すること。

注）FAXで提出した場合はFAX送信後、山国川河川事務所 流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること。（不在の場合は、流域治水課 流域治水係長又は専門員で可。）

（2）当職は、説明を求められたときは、令和7年3月18日（火）までに、説明を求めた者に対し書面にてFAXにより回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

（1）この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間 令和7年1月20日（月）から令和7年2月4日（火）まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②提出場所 6. に同じ。

③提出方法 FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る）により提出すること。

注）FAXで提出した場合はFAX送信後、山国川河川事務所 流域治水課 建設専門官へ電話で確認すること。（不在の場合は、流域治水課 流域治水係長又は専門員で可。）

（2）（1）の質問に対する回答は、書面により令和7年2月7日（金）までに行う。

11. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。